尚美学園大学　ロゴマーク等に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、尚美学園大学（以下「本学」という。）のロゴマーク等に関し、必要な事項を定める。

（定　義）
第２条　この規程におけるロゴマーク等とは、次に掲げるものをいう。
（１）ロゴマーク（シンボルマーク及びロゴタイプをいう。以下同じ。）
（２）校章
（３）キャラクター

（適用範囲）
第３条　この規程は、本学の教職員、学生、その他本学に関わる全ての個人及び団体に適用する。

（制　式）
第４条　ロゴマーク等の制式は、別紙に定めるとおりとする。
２　ロゴマーク等に関する著作権、商標権その他の知的財産権は、学校法人尚美学園（以下「本学園」という。）に帰属する。

（使用の許可）
第５条　ロゴマーク等を使用しようとする者は、別紙様式により使用申請書を学長に提出して、その許可を得なければならない。ただし、本学の教職員若しくは学生又は尚美学園大学後援会が、次の各号のいずれかにおいて使用し、かつ収益を目的としない場合は、この限りではない。
（１）本学が作成する学位記、学生証、各種証明書その他の公文書
（２）本学の行事等で使用する旗、バックボードその他の物品
（３）本学が作成する報告書、広報誌、パンフレット、封筒、教職員の名刺その他の印刷物（ホームページ等を含む。）
（４）本学サークル等が作成する活動報告書等の印刷物及び旗、ユニフォーム等の物品
（５）前各号に準ずるもの

（遵守事項）
第６条　ロゴマーク等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）ロゴマーク等のデザイン、色等を原則として変更しないこと。
（２）本学園の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないこと。
（３）本学の同意なしに第三者に使用させないこと。
（４）本学の品位及び尊厳を損なうような使用をしないこと。
（５）特定の政治、宗教、思想等の活動に使用しないこと。
（６）公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はそのおそれがある使用をしないこと。

（使用許可の取消し等）
第７条　学長は、ロゴマーク等の使用が前条各号に規定する事項に違反していると認めるときは、当該使用許可を取り消し、又は当該使用を中止させることができる。
２　前項の場合において、本学園又は本学が損害を被ったときは、当該使用者に対し、損害賠償を請求することができる。

（収益を目的とする場合の使用契約及び使用料）
第８条　学長は、収益を目的としてロゴマーク等を使用する者とロゴマーク等の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結するものとする。
２　前項の規定により使用契約を締結した者は、使用契約に定める使用料を納付しなければならない。
３　前項に定める使用料は、学長が適当と認めるときには、これを減額し又は免除することができる。

（細　則）
第９条　この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等に関し必要な事項は、別に定める。

（所　管）
第１０条　この規程の所管は、総務課とする。

（改　廃）
第１１条　この規程の改廃は、大学経営会議の承認を得なければならない。

附　則
１　この規程は、令和８年１月１日から施行する。

別紙（第４条関係）

（１）－①　ロゴマーク

尚美学園大学
SHOBI UNIVERSITY

（１）－②　シンボルマーク

（１）－③　ロゴタイプ

尚美学園大学
SHOBI UNIVERSITY

（２）校章

尚美学園大学

（３）キャラクター　（名称：ショウルくん）

別紙様式

年　　月　　日

尚美学園大学　学長　殿

申請者
団　体　名：
役職・氏名：
（団体の場合は代表者の氏名）

尚美学園大学ロゴマーク等使用申請書

下記のとおり、尚美学園大学のロゴマーク等を使用したいので、許可願います。
なお、許可された上は、尚美学園大学ロゴマーク等に関する規程第６条に規定する遵守事項を遵守します。

記

使用を申請する ロゴマーク等	ロゴマーク　・　シンボルマーク　・　ロゴタイプ　・　校章　・　キャラクター
使用方法	
使用期間　※1	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
製作個数	
担当者 連絡先等 ※2	所属・役職・氏名： 電話番号：　　E-mail：
備考　※3	

※１　使用期間の終期が不明な場合は、始期のみ記入してください。
※２　使用方法の確認のため、連絡をする場合があります。なお、ご記入いただいた個人情報は、本申請に係る連絡・確認以外の目的には使用しません。
※３　収益を目的としている場合は、備考欄に小売価格、商品の販売場所等を記入してください。
※４　申請にあたっては、使用目的、使用団体等についての資料を添付してください。
例：事業概要、定款など。
※５　記入に当たっては「ロゴマーク等の使用に関するマニュアル」をご参照ください。